

観光インフォメーションセンター 甲賀流リアル忍者館ロゴ等利用規定

(趣旨)

第1条 本規定は、一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会（以下、「協会」とする。）が運営を行う「観光インフォメーションセンター甲賀流リアル忍者館」のロゴ・シンボルマーク（以下「ロゴマーク」という。）の利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークは別紙に掲げるものとし、権利は協会に属する。

(ロゴマークの利用申請および承認)

第3条 ロゴマークの利用申請が出来る対象は協会員とし、利用申請書を協会に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 協会が利用する場合
- (2) 市内の地方公共団体が利用する場合
- (3) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で利用する場合
- (4) その他、協会が適当と認める場合

- 2 協会は、申請事項を確認の上、使用の可否を判断し、結果を通知する。
- 3 ロゴマークの使用が認められた者（以下「利用者」という。）は、利用にあたり趣旨を十分理解し、適正に使用しなければならない。
- 4 協会の信用または品位を損なうと認められる行為を行うと判断した者、法令および公序良俗に反すると認められる行為を行う者は、利用を認めないものとする。

(ロゴマーク使用方法)

第4条 利用者は、協会からロゴマークのデータを取得するものとする。

- 2 利用者は、申請が認められたもの以外に転用し利用することは出来ない。
- 3 ロゴマークのデータは、協会の許可なく第三者へ提供してはならない。
- 4 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(利用にあたっての注意事項)

第5条 ロゴマークの利用にあたり、以下に掲げる事項は禁止する。

- (1) ロゴマークの使い方を定めた「甲賀流リアル忍者館ロゴマークマニュアル」に沿わない使い方。

- (2) 法令および公序良俗に反すると認められる方法で利用すること。
- (3) 宗教的行事、政治活動等のために利用すると認められる方法で利用すること。
- (4) 協会の信用または品位を損なうと認められる方法で利用すること。
- (5) 不当な利益を得るおそれがあると認められる方法で利用すること。
- (6) 第三者の利益を害するものと認められる方法で利用すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、キャンペーンの趣旨に反するまたは品位が損なわれるおそれがあると事務局が認める方法で利用すること。

2 利用者が前項各号の規定に違反したときまたは違反している疑いがあるとき、事務局は利用者に対し是正の指示を行うことができる。

3 利用者が前条に規定する求めまたは前項に規定する指示に応じない場合、事務局は利用者に対しロゴマークの利用停止を命じることができる。

(利用承認事項の変更)

第6条 利用者は、利用承認を受けた内容を変更しようとする時、変更届を協会に提出し、改めて利用承認を受けなければならない。

(利用の非独占・非推奨等)

第7条 この要綱による利用承認は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを利用する権利を付与するものではなく、かつ、物品等又は利用者について協会による推奨又は品質保証を行うものではない。

(事故、苦情等の処理)

第8条 ロゴマークを利用した活動や商行為等において事故や苦情が発生した場合は、利用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとし、協会は利用者が生じる一切の損害について責任を負わないものとする。

2 利用者が協会に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

(規程の改定)

第9条 本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附 則

この規程は、令和2年9月11日から適用する。